

「凡夫往生たゞたのむ一念にて」とは、たゞ信心一にて、往生の正因満足するゆへ、信心さへ得られなば、其まゝ直に命終るとも、報土往生に間違はない、其證據は南無阿彌陀佛なり、南無阿彌陀佛といふ名號は、たのむ者を、かならずたすけるといふのはれなり、よりて御文章には、「この南無阿彌陀佛の體は、阿彌陀佛のわれらを、たすけたまふ支證のため」など、仰せられたり、ことたのむ者を、必ず助けるといふ、南無阿彌陀佛の本願には、阿彌陀如來は、若不生者不取正覺とちかひ玉ひ、十方恒沙の諸佛は、證誠し玉へり、よりて證據は南無阿彌陀佛なり、「十方の諸佛證人にて候」と、仰せられたり、時にたゞたのむ一念とありて、このたゞの言は、祖師聖人の唯爲信心と仰せらるゝ、唯の字なり、蓮如上人御文章には、「たゞこの信心ひとつにかぎれり」と仰せらるたゞといふ、唯の字の意は、

これより外、何れも入用なきことを示す文字にして、凡夫の往生はこの信心一にて、正因満足すれば、別に何も添物はいらぬことなり元より信心正因の御勸を、聽聞したる人は、諸善萬行を、添へねば往生いかゞとおもふ者は、一人もなけれども、動かすと、稱名念佛か、添物になりて、うるはしく稱名相續が、出來れば、往生とおもひ、稱名に、おこたれは、物たらぬ心地にて、往生を不定におもふ人あり、夫では唯といふ字の意にそむけり、眞實信心さへ得らるれば、縱令稱名念佛は、一聲も稱へずして、命終るとも、往生には間違なし、此が唯信とある唯の字のこころなり、よりて今も「たゞたのも一念」と、たゞの言をつけて、往生の正因は、信心一なることを示し玉へり、よくく心得べき肝要のことなり、さればとて、命ながらへながら、報謝の稱名を無用物として、すてをく者は、亦

大なる誤なり、信する一念にて、往生決定して、別に添物はいらぬと心得て、命あらん限は、往生の添物にせぬところの、佛恩報謝の稱名念佛は、行住坐臨時處諸縁をゑらはず、寐ても寤ても、南無阿彌陀佛くと、慶喜報恩の思ひより、懈怠せぬよう、うるはしく相續すべきことなり。

一蓮如上人仰ラレ候、物ヲトイヘト仰ラレ候、物ヲ申サヌ者ハ、オソロシキト仰ラレ候、信不信トモニ、タゞ物ヲトイヘト仰ラレ候、物ヲ申セバ、心底モキコエ又人ニモナラサル、ナリ、タゞ物ヲ申セト仰ラレ候(第八十六章)

下の第二百三章に「佛法談合のとき、物を申さぬは信のなきゆへなり、我心にたくみ案ドテ申すべきやうに思へり、よそなる物をたづねいたすやうなり、心にうれしき事は、其儘なるものなり、寒なれば寒熱なれば熱ど、そのまゝ心のとほりをいふなり、佛法の坐敷に仰らるゝなり、「物を申さぬ者はおそろじき」とは、心にたくみて、申すべきやうに思ふゆへ、黙したる者は、いかなることを、たくみであるかと思へばおそろじきと仰らるゝなり、言をききて、其人の心底もしれるゆへ、物を申せば、信不信もよくわかるゆへ、「信不信ともにたゞ物をいへ」と仰らる、心得違ありても、物をいはねは、ちかひのところあわからず、そこで物を申せば、心得違のところあれば、人がきいて、なほしてもやるゆへ「たゞ物を申せ」と仰らることなり、自身には心得違はなきと思ふて居ても、聞惑あるまゝきに限らぬゆへ、佛法談合の席にて我心得の通、其儘打出し申して

心得違はなきやとよく人にたづねて、よくく眞實信を得べきこと要肝なり。

一蓮如上人仰ラレ候、佛法ハツトメノフシハカセモシラデ、ヨクスルト思フナリ。ツトメノフシワロキヨシヲ仰ラレ、慶聞坊ヲ・イツモトリツメ仰ラレツル由ニ候。ソレニ付テ、蓮如上人仰ラレ候、一向ニワロギ人ハ、チガヒナド、イフ事モナシ、タヤワロキマデナリ、ワロシトモ仰エトモナキナリ、法義ヲモコロニカケナトヨコロエモアル上ノチガヒガ、コトノ外ノ違ヒナリト仰ラレ候由ニ候。(第八十七章)

此章は、一段に分れて、初の段は、御堂衆の勤行のふしのわろきことを誠められ「それに付て」以下の後段は、法義上の心得違を誠め給ヘり、先初に「つとめのふしはかせもしらでよくすると思ふなり」とは、愚な俗人杯は、勤行のふしなど稽古もせずして、自身には勤行もよくするやうに思へりと、俗人の上のはをを仰られたり、「つと

めのふしわろきよしを仰られ、慶聞坊をいつもとりつめ仰られつる」とは、御堂衆の勤行のふしのわろきはをを誠められたり、俗人杯は勤行のふしの稽古もせずして、自身にはよくするやうに思ふて居ても、ゆるしをくが、御堂衆のふしのわろきは、ゆるしてをかれぬめへ、御堂衆の頭たる、慶聞坊を、いつもとりつめて勤行のふしわろきゆへ、心掛けよくするやうに、稽古をせよと仰られたることなり、「それに付て以下の後段は、勤行のふしの事になぞらへて、法義のことを仰<sup>岸</sup>れられたることにて、この後段が、此章の主意なり」「一向にわろき人はちがひなぞゝいふ事もなし、たゞわろきまでなり、わろしども仰<sup>岸</sup>でともなきなり」とは、一向にわろき人といふは、不法議で、聽聞のたらぬところの、御門徒に、名をかけたばかりの者のことにして、土臺聽聞もたらぬ、國法義の心掛けなき者ゆへ、安心

の心得が、御正意と違ふてあるを申すこともなきゆへ、たゞわうきまでにして、こゝが、ちがふとか、そこが、御正意にあはぬのといふほどのことはなく、たゞ後生に心掛のなきほどが、わろきまでなり「法義をもこゝろにかけ、ちとこゝろゑもある上のちがひが、ことの外の違ひなり」とは、御法義を、心掛たる人の心得違が、殊のほかのあやまりなり。一廉法義に心掛たる人にて、御正意をあやまりて、或は凡夫の心でしかとねがひたのむとか、又は稱ふる念佛を以て、往生の助縁にするとか、いふやうな心得違がありて、其身の後生をあやまるばかりでなく、これをして、人にもすゝめて、人も邪義に引入る者は、大なるちがひにして、御正意の大罪人であるゆへ「ことの外の違ひなり」と、嚴敷誡められたるものなり。

一人ノヨコエノトボリ、申サレケルニ、我ヨコハ、タレカゴニ、水ヲ入候ヤ  
ウニ、佛法ノ御座敷ニテハ、アリガタクモ、タフトクモ存ジ候ガ、ヤガテモトノ  
心中ニナサレ候ト、申サレ候處ニ、前々住上人仰ラレ候、ソノカゴヲ水ニツ  
ケヨ、我ミヲバ法ニヒテヲクベキヨシ仰ラレ候由ニ候、萬事信ナキニヨリテワ  
ロキナリ、善知識ノワロキト仰ラル、ハ、信ノナキヨトヲクセゴト、仰ラレ候  
事ニ候(第八十八章)

此章は、或人其心中をうちあけて、申上げられたるに付て、蓮如上人、御教示遊されたることを記したるものなり、籠も水に入をけば中に水はれども水より籠を引あぐれば、水はなくなりてしまふ。御法義話の席では、法水も入りてあれども、其塲を去れば、忽ち元の心中になりて仕舞やうに、思はれ候ど、或人申されければ、蓮如上人は、其籠を、水にひたしをけと仰られた、籠なれば、水にひたしをけば、水はかはぬものなり、我身を、法水にひたしをけば、

法水のかはくことはなひよりて、法水のかはかぬやうに、常に我身を、法の中に入れをけとの御教示なり「萬事信なきによりてわろきなり」とは、眞實信さへあれば、報謝行も相續され、又今日上の事も、觸光柔軟の利益より、おのづからやはらきて、さほと見苦敷さまの振舞もおこらねども、肝心の信なきゆへ、報謝行もつとまらず今日上の事までも、宜からぬ事少からず、これ信心の有無によりてのことなれば、信なければ、萬事みなよくなり、信なければ、萬事みなわろし、よりて万事信なきによりわろきなりと仰らる「善知識のわろきと仰らるゝは、信のなきことをくせこと、仰られ候」とは善知識のわろきと仰らるゝは、外事ではなし、信のなきことを、わろきと仰らるゝなり、くせこととは、曲事と書いて、昔では公儀の制定にも、太だわろき事を、曲事たるべしと申してありて、わろき事章)

一 聖教ヲ拜見申スモ、ウカヘトオガミ申スハ、ソノ證セシ、蓮如上人バタ、聖教ヲバクレクト仰ラレ候、又百遍コレヲミレバ、義理ヲノゾカラウルト申ス事モアシバ、心ヲトレムベキコトナリ、聖教ハ句面ノゴトクコロウベシ、其上ニテ師傳口業ハアルベキナリ、ミニシラ會釋スルコト然ベカラザル事ナリ（第八十九章）

此章は、聖教拜見の心得を示されたり、うかへくとは、浮氣にして心を注ぬことなり。くれぐれとは、くりかへしくといふことなり御聖教を拜見するに、心を注めずして、うかへく拜見しては、其所詮なきゆへ、くりかへしく、心を注めて、篤と拜見せよといふこ

となり「百遍これをみれば義理をのづからうる」といふ言は、魏略といふ書に、讀書百遍義理自通と申してある、此言を引て、ぐりかへしく、心を注めて拜見せよと、教へ玉へるなり「聖教は句面のことをこころうべ」とは、句面の通に心得て、種々の義を穿鑿して、趣意をあやまるまどきことを示し玉へり「其上にて師傳口業はあるべきなり私にして會釋することしかるべきからざる事なり」とは御文章にも「相承もせざる聖教を、我身の字ちからを以て、これをよみて」と認め給へり、他力の宗意を、あやまらぬまう相承の師傳あれば、我身の字ちからにて、漫に會釋すれば、かならずあやまりあることなれば、師傳口業をうくべし、よりて私に會釋することを禁ト給へるなり。

一前々住上人仰ラレ候、他力信心他力信心トミレバ、アヤマリナキヨシ仰ラレ候

(第九十章)

此章も、聖教拜見の心得を示し給へり、聖教を拜見するに、他力信心他力信心と、本をすへて拜見すれば、いかなることありても、あやまりはなきことなり、聖教結局の主意は、他力信心を勧め給ふものなれども、文面上をうかとみれば、いかゞとみへるところ、なきにあらず、よりてうかと一文一句をとれば、御正意の安心に違ふことが出来る、そこで前章にも、うかくと拜見せず、くりかへしくりかへしよくく意を注めて拜見せよとも、私に會釋すべからずとも、誠め玉へり、臺跡を他力信心と、本をよくすへて、意をとゞめて拜見すれば、他力信心の勧めにあらざるはなし、若し他力信心の本躰を、すへずしてみれば、種々の安心が出来る、よりて他力信心の他力信心と心得て拜見すれば、あやまりはなしと、仰せらることな

り、此の一言、實に以て當流に在て、聖教拜見の肝要の心得方を示したまへる、老婆親切の御教示なり。

一ワレバカリト思ヒ、獨覺心ナルニト、アサマシキヨトナリ、信アラバ佛ノ慈悲ヲウケトリ申ス上ハ、我バカリト思フコトハアルマジク候、觸光柔軟ノ願候トキハハ心モヤハラグベキヨトナリ、サレバ緣覺ハ獨覺ノストリナルガユヘニ、佛ニナラザルナリ(第九十一章)

此章は、吾ばかり信心を得たるとおもひ、他を貶て吾身を誇る者を誠め玉へり、獨覺心といふは、緣覺のことにして、緣覺は、自身ひとり、證りて他の衆生濟度と、いふことをせぬ者なり、今獨覺心とのたまふは、緣覺のさとりのことではなけれども、吾ばかりと思ふことを、緣覺の獨覺心になぞらへて、仰られたることにて、世間でも人のことをかまはず、我が爲ばかりをはかる者を、聲聞根性といふ聲聞も、緣覺も、他人濟度をかまはず、自身ひとりすましてをる者なれば、吾ばかりとおもふ者を、聲聞根性とも、獨覺心ともいふことなり、仍て吾ばかりと思ふ者を、獨覺心であさましきことなりと、誠め玉へり「信あらば佛の慈悲をうけどり申す上は吾ばかりと思ふことはあるまトく候、觸光柔軟の願候」ときは、心もやはらぐべきことなり」とは、他力回向の信心は、願作佛心、度衆生心の、二利圓滿の、信なれば、眞實信を得たる者は、吾ばかりとは思はず、かならず他を導きて、共に往生せばやといふ、教人信の心あり、よりて吾ばかりと思ふことはあるまトくと仰らる、又信を得たる者は第三十三願の觸光柔軟の利益あれば、吾ばかりと思ふ、我慢心をとるはづはない、おのづから、心もやはらぐべきわけである、しかれば我ばかり信を得たり、誇りて、我慢心になりてある者は、眞實信

を得ざるところの者なり「されば綠覺は獨覺のさとりなるがゆへに佛にならざるなり」とは、聲聞緣覺の二乘は、法相宗では、永不成佛といふて、決して成佛することはできぬといふ、一乘家では、回心向大して、菩薩一利行を修すれば、終には成佛を許せども、獨覺のまゝにては、決して成佛はできぬ故に「獨覺のさとりなるがゆへに佛にならざるなり」とのたまへり。

一一句一言モ申ス者ハ、我ト思テ物ヲ申スナリ、信ノウヘハ、ワレハワロシト思ヒ  
又報謝ト思ヒアリガタサノアマリヲ、人ニモ申スコトナルベシ(第九十二章)

此章も、前章と同ド御誠めなり、法義談合の席にて、一句一言も申す者、みなわれは心得たりと思ふて、申すことなり、そのわれは心得たりとおもふは、ようしからず、固より、我身はわろき、いたづら者なれば、我はわろして思ふべし、たゞひ御正意通を、よく心得ても、我心得を述て、若し心得違あらば、御直しにあづかりたひと申出すべし「又報謝と思ひありがたさのあまりを、人にも申すことなるべし」とは、即ち自信教人信にして、信の上よりは、報謝と思ひて、わがありがたさのあまりをのべて、人にすむべきことにて御回向にあづかりたるところの信心を、人にも申しきかせるばかりにて、少も我は心得たりなどいふ、我慢心は、あるまトきことなり

一信モナクテ、人ニ信ヲトラレヨ、ト申スハ、我ハ物ヲモタズシテ、人ニ物ヲト  
ラスベキトイフノ心ナリ、人承引アルベカラズト、前住上人申サルト、順誓ニ仰  
ラレ候キ、自信教人信ト候時ハ、マツ我が信心決定シテ、人ニモ教テ、佛恩ニナル  
トノコトニ候、自身ノ安心決定シテ教ルハ、スナハチ大悲傳普化ノ道理ナル由、  
同ク仰ラレ候(第九十三章)

以下の三章は、自信教人信のこととを、示し玉へり、此章は前住上人

とは、蓮如上人のことなり、順誓とは、法敬坊のことなり、仰られ候とは實如上人の仰なり、法敬坊が、兼て蓮如上人より承りし、信もなくして人に信をとれど勸むるは我は物をもたずして、人に物をやらふといふと同事にて、人承引する譯はなひといふ、御教示を、實如上人へ申上られたるを、今實如上人が仰らるゝなり「信もなくて人に信をとられよ」と申すは、我は物をもたずして人に物をとらすべきといふの心なり、人承引あるべからず」とは、華嚴經にも、若人自不行善爲他說法令住善者無有是處とあり、自ら信せずして、人をして信せしめんことあるべからず、貧乏人が、人に金子をやらふといふとも、人決して信用すべからず、人に信をすゝむる者は、先づ自ら深信して、後に人にすゝむべし、しからざれば、いかほそ巧に辯舌を振ふとも、人信用すべからず「自信教人信と候時は」以下は、善導大師の禮讚の文意を述べ玉へり、自信教人信とて、先づ自ら信トて、人に教へて信を得せしむるは、即ち大悲傳普化の道理なれば、佛恩報謝になるなり。

一蓮如上人仰ラレ候、聖教ヨミノ聖教ヨマズアリ、聖教ヨマズノ聖教ヨミアリ、  
一文字ヲモシラテドモ、人ニ聖教ヲヨマセ聽聞サセテ信ラトラスルハ、聖教ヨマズノ聖教ヨミナリ、聖教ヲバヨメドモ、眞實ニヨミモセズ、法義モナキハ、聖教ヨミノ聖教ヨマズナリト仰ラレ候(第九十四章)

此章も、前章と同様く、自信教人信のことを示し玉へるに付て、主に自信なき者を諷め玉へり、「聖教よみの聖教よます」とは、自信なき者は、聖教は讀めども、たゞ名利の爲によみて、眞實ならぬゆへ聞く人も信をとらぬなり、聖教を讀むは、何の爲なれば、人に信をとらする爲なり、信をとらする爲の聖教讀が、自信なくしては、聽

聞する者が、信を得べき筈はない、眞實信ある人なれば、自信の上より、必ず教人信の心ありて、人に信を得させたひと思ふ心あるゆへ、眞實に聖教をよむなり、時に蓮如上人御時代には、聖教の肝要のところを讀みて、人に聽聞させることでありて、此は私の説教では、一大事にあやまりありてはならぬゆへ、聖教の要文を読みきかせるが、今日の説教の如きことでありて、夏の御文章でみれば、夏中毎日聖教を讀みて、きかせることでありたとみゆる、聖教よますの聖教よみ」とは、自身には信心あれども、一文不知の愚人なるゆへ、自ら聖教を讀むことできぬゆへ、よく聖教を讀む人をたのみて聖教をよませて、人に聽聞させ、信をとらするは、聖教よますの聖教よみなり、時に聖教よみの聖教よますと、聖教よますの聖教よみとの二句あり、委しく分別すれば、聖教よみの聖教よみと、聖教よまずの聖教よまずとの、二句を添て、四句となる、聖教よみの聖教よみとは、文字もあり、信心もありて、眞實に聖教をよみて、人に信をとらするは、聖教よみの聖教よみなり、自分の信心なきゆへ、聖教をよみて人に信を勧むることもなきは、聖教よまずの聖教よまずなり、御文章に「一卷の聖教をまなこにあてゝみることもなく、また一句の法門をいひて、門徒を勸化する義もなし」とあるの類なり。

自信教人信ノ道理也ト仰ラレ候事

一聖教ヨミノ佛法ヲ申タテタルコトハナク候、尼入道ノタグヒノ、タフトヤアリガタヤト申サレ候ヲ、キ、テハ人ガ信ヲトルト、前々住上人仰ラレ候由ニ候、何ニモシラチドモ、佛ノ加備力ノ故ニ、尼入道ナドノヨロコバル、ヲキ、テハ、人モ信ヲトルナリ、聖教ヲヨメドモ、名聞ガサキニタチテ、心ニハ法ナキ故ニ、人ノ借用ナキ也(第九十五章)

此章も前章と同意なり。時に此章には、始に「自信教人信の道理也」と仰られ候事」といふ標目あり、標目といふは、一章に述る趣意を略して掲げたるものなり。「聖教よみの佛法を申たてたることはなく候」とは、前章の「聖教よみの聖教よます」のことなり。「尼入道のたぐひのたふとやありがたやと申され候をきくては人が信をとる」とは、「聖教よますの聖教よみ」のことなり。「何もしらぬとも佛の加備力の故に尼入道などのよろこばるゝをきくては人も信をとるなり」とは、一文不知の愚なる者なれども、眞實信を得たるものには佛の加被力あるゆへ、尼入道などのよろこぶをきくては、人が信をとるなり、尼入道といふは、日本の俗諺に、女の剃髪したるを尼といふ、男の剃髪したるを入道といふことにて、持戒の者のことにはあらず、以下二百三十六章に「佛法をば學匠物」しりはいひたてず、

たゞ一文不知の身も、信ある人は、佛智を加へらるゝ故に、佛力にて候間、人が信をとるなり、此故に聖教よみとて、しかも我はど思はん人の、佛法をいひたてたることなしと仰られ候事に候。たゞなしらぬとも、信心定得の人は佛よりいはせらるゝ間、人が信をとするとの仰に候」とありて、此處と同ト意にて、信ある者には、佛の加被力あるゆへ、人が信をとる、信なき者は、聖教をよめども、佛の加被力なきゆへ、人が信用せぬ、よりて「聖教よみの聖教よます」のことを「聖教をよめども名聞がさきにたちて心には法なき故に人の信用なきなり」と誠め玉へり、この御誠に、別して僧分への御教誠なり、僧分たる者は、人を教導する職分あれば、先第一に自分深信し、其自信の上より、教人信すべき筈なるに、動もすれば、自信なくして、たゞ名聞利養の爲に、説教などするは、佛の加被力なき

のみならず、不淨說法の無間地獄の業なり、畏れすんはあるべからず、慎まんはあるべかす。

一蓮如上人仰ラレ候、當流ニハ、總体世間機ワロシ、佛法ノウヘヨリ何事モアヒ  
ハタラクベキコトナルヨシ、仰ラレ候ト云々(第九十六章)

下百五十七章に「佛法をあるトとし世間を客人とせよ」と、あると  
ころと同ト意にして、法義の上より世間のことは、時宜にしたがひ  
てせよと仰らるゝ意なり、世間機といふは、世間氣持といふことにて、俗諺の坊主氣又は土氣といふと同トく、世間氣持といふことなり、當流に於ては法義を嗜む者は、何事をするにも、世間氣で取計ふてはわるひ、佛法氣でせよとのことにして、佛法をば、心の主として、世間の事は、其時宜に順ふて取計へとの教示なり。

一同仰ラレ候、世間ニテ、時宜シカルベキバ、ヨキ人ナリトイヘドモ、信ナクバ

心ヲラクベキナリ、便ニモナラヌナリ、假令片目ツブレ、腰ヲヒキ候ヤウナルモノナリトモ、信心アラン人ヲバ、タノモシク思フベキナリト仰ラレ候(第九十七章)

「時宜しかるべきよき人」とは、時の宜に順ひて、しかるべきよき人といふことにして、かやうの人を世間では、よき人といふなり、しかれども、信心がなければ、心ををかねばならぬ、何故なれば、人の心といふものは、かはりやすきものゆへ、油斷はならぬ、よりてたよりにはならずと仰らるゝことなり、たとひ片目つぶれ、腰をひくやうなる、世間では、すたり者、不具人なれども、信心ある人は、たのもしきゆへ、たよりになるなり、何故なれば、信心を得たる人は、如來の眞實大悲心が、入みちてあるゆへ、必ずたのもしきどころあり、是

其人のよきにあらず、信心の徳あるゆへなり。

一君ヲ思フハ我フ思フナリ、善知識ノ仰ニ隨ヒ、信ヲトレバ極樂ヘ參ル者ナリ（第

九十八章）

此章は、君を思ふは即ち吾身の爲なることを引て、善知識の仰ニ隨ふは、即ち吾身の爲なることを示し玉へり「君を思ふはわれを思ふなり」とは、我身をして、主君の爲に、忠義を盡す者は、必ず立身出世するなり、そこで君を思ふは即ち我身の爲になるなり、善知識の仰にしたがひ信心を得れば、人の爲ではなし、即ち吾身の爲にして、我身が極樂往生を遂ることであると、君を思ふ忠義のことを引て、善知識の仰ニ隨ヒ、信心を得て極樂往生をせよと、すゝめ玉へることなり。

一久遠劫ヨリ、久キ佛ハ阿彌陀佛ナリ、カリニ果後ノ方便ニヨリテ、誓願ヲマウケ

タマフコトナリ（第九十九章）

此章は、十劫正覺成就は、全く我等凡夫の爲ばかりなることを示し玉へり「久遠劫より久しき佛は阿彌陀佛なり」とは、御和讃に「彌陀成佛のこのかたは、いまた十劫どときたれど、塵點久遠劫よりも、ひさしき佛とみへたまふ」と、仰せられたり、此は法華經に、釋迦の本門を説て、五百塵點劫の古佛といへり、然に大無量壽經には、彌陀は十劫成道の佛と説けり、そこで一寸みれば、彌陀は十劫成道の新佛、釋迦は久遠の古佛なるやうに思はるれども、般舟經には、三世諸佛依念彌陀三昧成正覺と説て、彌陀如來は、三世諸佛の本師本佛なることを示し玉へり、然れば彌陀如來は、五百塵點劫の釋迦よりも、なほ久しき古佛なりといふことを示して「塵點久遠劫よりもひさしき佛とみへたまふ」と仰られたり、此章の「久遠劫より久

き佛は阿彌陀佛なり」と仰らるゝも、五百塵點久遠劫の釋迦よりも  
 久しき古佛は、阿彌陀佛なりと示し玉へるなり、其本師法王の古佛  
 が、何故に法藏菩薩となりて、十劫に成道し玉ふぞといへば、十劫  
 成道は、全く凡夫の爲なることを示して「果後の方便により誓願を  
 まうけたまふ」とのたまふ、かりにとのたまふ、果後の方便とは、果上の本  
 の相を現するゆへ、かりにとのたまふ、果後の方便とは、果上の本  
 師本佛なれば、御身に於ては、もはや修し玉ふべきことは更になひ  
 その本佛か、法藏菩薩と降て、誓願をまうけ玉ふは、たゞ衆生濟度  
 の一邊のみなり、よりて果後の方便といふ、方便とは、所謂四方  
 便中の施設方便にして、衆生濟度の爲に、四十八の誓願をまうけて  
 永劫の修行をなし玉ふことなり、我等此誓願修行によりて、たやす  
 く往生を得ることなれば、其廣大の佛恩、報せすんはあるべからず

謝せすんはあるべからず。

一前々住上人仰ラレ候彌陀ヲタノタル人ハ南無阿彌陀佛ニ身ヲバマルメタル事ナ  
 リト仰ラレ候ト云々、彌冥加ヲ存ズベキノ由ニ候(第百章)

以下二章は、南無阿彌陀佛に身をまるめたることを示し玉へり、南  
 無阿彌陀佛に身をまるめと云は、彌陀如來は我等凡夫往生の願行を  
 念の處に即ち南無阿彌陀佛の回向にあづかる故に、彌陀をたのめる  
 人は、南無阿彌陀佛の主になるどものたまふ、已に南無阿彌陀佛の  
 回向にあづかりて、南無阿彌陀佛の主になる身なれば、即ち攝取の  
 心光に、照護せらるゝところの身なり、已に攝取せられたる身なれ  
 ば、ねるもおさるも、行住坐臥みな攝取光中の身なり、よりて南無  
 阿彌陀佛に身をまるめたることを仰せらる、南無阿彌陀佛に身をま

るめたる身なれば、常に御冥見をかへりみずんはあるべからず、よりていよく冥加を存すべきこと、誠め玉へり。

一丹後法眼蓮衣裳トノヘラレ前々住上人ノ御前ニ伺候サフラヒシ時仰ラレ候、衣ノエリヲ御タキアリテ南無阿彌陀佛ヨト仰ラレ候、又前住上人ハ御タミヲタカレ南無阿彌陀佛ニモタレタル由仰ラレ候キ、南無阿彌陀佛ニ身ヲバマルメタルト仰ラレ候ト符合申候（第一百一章）

此章も前章と同ト意なり、時に蓮慈と云ふ人は傳にみらず、連署記實悟記に丹後法眼蓮應とあり、よりて慈は應の寫誤なるべし、丹後法眼蓮應と申すは、下間家の人なり、扱蓮應衣裳と之のへ、蓮如上人御前にうかゞはれし時、蓮如上人蓮應の衣の襟を御たゞき遊して南無阿彌陀佛と仰せられたり、此は衣裳に身をまるめたる如く、南無阿彌陀佛に身をまるめたることを示したまふ爲に、衣の襟をたゞ

かせられて、南無阿彌陀佛よと仰せられたることなり、此時前住實如上人も御同座でありて、實如上人は疊をたゞきて、南無阿彌陀佛にもたれたるよし仰せられた、疊は我人常に座臥する物にて、あけてもくれても身は疊にもたれてある、其如く此身は行住座臥、南無阿彌陀佛にもたれたることを示し玉へり、右兩上人の仰によれば此身は丸々南無阿彌陀佛に、まるめられたることなり、よりて兼て南無阿彌陀佛に身をまるめたると仰られ候御教示と、全く符合することなり、我等凡夫煩惱俱足の身ながら、一たび他力の信心を得つる上は、南無阿彌陀佛の中なれば、常に冥加を存し、我心のまゝにくらしてはすまぬこと、我心にまかせず、たしなまねはならぬことなり。

一前々住上人仰ラレ候、佛法ノウヘニハ事毎ニ付テ空オソロシキ事ト存候ベク  
サフラフ候、タレヨロヅニ付ヲ油斷アルマジキコト、存候ヘノ由折々ニ仰ラレ候ト云々  
アツボラブ佛法ニハ明日ト申事有間敷候、佛法ノ事ハイソグヘト仰ラレ候ナリ（第百二  
章）

以下二章は、法義のことは油斷すべからざることを示し玉ヘリ「空  
おそろしき」といふ言は、天畏るといふ言より、畏るべき事を空  
おぞるといふ、書經に畏天命論語に君子有二畏畏天命とあり、佛  
經には日月照見神明記識と説てあり、みな天を畏れよといふ誠めの  
言なり、よりておぞるべきことを、空おそろしこと言慣へることなり  
扱今事毎に付ておそれよと仰らるゝは、油斷すべからずとの誠なり  
佛法には明日といふことなければ、いそがねばならぬ、今日もしら  
ぬ老少不定の命なれば、明日とのばす事はあるべからず、いそぎて

もくいそぐべきは、後生の一大事なり、一息つがされば、千歳な  
がくゆくならひなれば、法義を聽聞するには、今日限りと思ひて、  
速に信心決定せよと、懇に勧め玉ふ老婆親切慈悲の御教誡なり。

一同仰ニ今日ノ日ハアルマジキト思ヘト仰ラレ候、何事モカキイソギテ物ヲ御沙  
汰候由ニ候、ナガヘシタル事ヲ御嫌ノ由ニ候、佛法ノウヘニハ明日ノコト  
ヲ今日スルヤウニイソギタル事賞観ナリ（第二百三章）

此章も前章と同トしく、法義のことはいそげとの御教誡なり、時にか  
きしそぎとある、かきの言は、いそぐ事に付たる言にして、空かき  
くあるとか、又はかきけすとか、つかふところのかきの言にして、  
空かきくあるといふは、空が俄にくむること、かきけすといふは、  
忽にきむることにて、急などころに用る言なり、扱「今日の日はあ  
るカドガ」と思へ」とは、今日限と思へとの仰にして、明日も今日の

如くあるとは思ふべからずとの誠めなり、法義を聽聞するに、又明日もあるゆゑ、明日ゆるりと聽聞せんとおもふは、無常を忘れてをるゆゑたり、明日までまめであるといふ命の請合はぞきぬことなり、縱令命ありても、不時の事起りては、聽聞ならぬゆゑ、今日限の聽聞と心得て、今日信心決定せざれば、若や今夜にも命終らば、又もや三塗へ立かへらねばならぬ身なり、よりてかきいそぎ御沙汰候て長々とゆつくりしたることを、御嫌遊されることなり「明日のこと」を今日するやうにいそぎたる事賞観なり」とは、佛法の上には、明日としふことなければ、明日せんとおもひふことを、今日に取越しすること肝要なり、賞観といふは、もてあそびたのしむことにて蓮如上人は、法義の事に付ては、「明日すべきことを、いそぎて今日するやうにするを、賞観遊すといふことなり、明日のことを今日するやうにするといふは、明日聽聞せんと思立たることも、今日にとりこして聽聞することなり、たとへば安心に付て、不審起りたる時に、此事は明日參詣して聽聞せんとおもひて、若や今夜に命終らば其不審もはれずして、命終りてむなしくなるべければ、其明日をおもふをちぢめて、今日聽聞して疑をはらして、今夜命終るとも、氣遣なき身になりをくべし、信の上の報謝も、他日ゆつくりと報謝すべしと延ばさず、明日もしれぬ命なれば、今日限の報謝とおもひ、其日へを今生の暇乞と存じて、後へのはさず、前に取越して、いそぐこと肝要なり。

一同仰ニイハク聖人ノ御影ヲ申スハ大事ノコトナリ、昔ハ御本尊ヨリホカハ御座ナキコトナリ、信ナクバ必御罰ヲ蒙ルベキ由仰ラレ候(第百四章)

御影を申すとは、御影を申請くることなり、古は御開山聖人の御影

は、末寺にはなかりしことなり、蓮如上人の御時代より、末寺に御影を申請することになりた、よりて昔は御本尊より外は御座なきことなりと仰らる、拟聖人の御影を御免になることは、はやく信心を得よとの爲なれば、信心なくば、御影を申請くる所詮なきゆゑ、信なくば必御罰を蒙ると認め給へることなり。

一時節到来トイフコト、用心ヲモシテ、其上ニ事ノ出来候ヲ時節到来トハイフベシ  
無用心ニテ出来候ヲ時節到来トハイハヌコトナリ、聽聞ヲ心ガケテノウヘノ宿善無宿善トモイフ事ナリ、タゞ信心ハキクニキハマル事ナル由仰ノ由ニ候（第百五章）

此章は、聽聞に心もいれもせずして、信心の得られぬは無宿善なるべしと、放棄する者を、誠め給へる教示なり、世間に放棄して災難の出來たるを、時節到来といふ者あり、此は大なる誤なり、充分注意用心して、事の世來たること、時節到来の事といふべし、無用心にて出來たる事は、時節到来ではなし、わざと事なり、たとへば火の用法もせずして、出來たる火災は、時節到来ではなし、わざとこしらへたる火災なり、今聽聞を心にいれずして、いづれそのうちに信心を得る時もあるべしとすてをひて、信心の得られぬは、無宿善故に信心の得られぬではなし、すてをくゆへ、得られぬのである。よりて聽聞を心がけての上の、宿善無宿善ともいふことなりと仰らる、世間に聽聞しながら、人並名聞にてすてをして、無宿善ゆへ信心は得られぬ、致方はなひと、すてをく者あり、大なる心得違なり、一廉心を入れ聽聞して、信心が得られぬならば、無宿善ともいふべきれども、心をいれもせず、たゞ耳の役目に、大様に聽聞しながら宿善無宿善の沙汰はない、よりて充分大事と心をいれ、聽聞するよ

り外はなひゆへ、たゞ信心は聞くにきはまると仰られたり。

一前々住上人法敬ニ對シテ仰ラレ候、マキタテトイフモノ知タルカト、法敬御返事ニ、マキタテト申スハ、一度タチヲマキテ、手ヲサヌモノニ候ト申サレ候、仰ニイハク、ソレゾマキタテワロキナリ、人ニナヲサレマシキト思フニ、ロナリ心中ヲバ申出シテ、人ニナヲサレ候ハデハ、心得ノナルコトアルベカラズ、マキタテニテハ信ヲトルコトアルベカラズト仰ラレ候云々(第百六章)

此章は、たゞ一往聽聞のまゝすてをひては、眞實信は得られぬことを示し玉へり、扱まきてといふは、種を蒔たばかりて、手をいれぬことなり、御文章にも「信心を得たるとほりをば、いくたびもいくたびも、人に相たづねて、信心をば決定すべし」とのたまへり、それぞといふは、それぢやぞといふ言なり、法敬の返答に、まきたと申すは、一度種をまひたばかりで、一度と手をいれぬことを申されたるゆへ、蓮如上人、まきたてといふは、その通ぢやぞ、其時立では眞實信をうることはできぬ、心中を申出して人になほされましては、眞實信は得られぬぞと、仰せらるゝことなり、世間に蒔立き他力本願のことはりを、聽聞しながら、蒔立にて空しくすゑし、又もや三塗へたちかへりなは、其身のなげきはいかばかりか、其身のなげきより、生々世々種々善巧方便の大悲の御苦勞は、水泡になり、いかほとかなげき王ふらん、いそぎて眞實信を決定し、其身も安堵し、大悲の御心をも、やすんと奉ること肝要なり。

一何トモシテ人ニナヲサレ候ヤウニ心中ヲ持ベシ、我心中ヲバ、同行ノ中ヘウチ出シテヲクベシ、下トシタル人ノイフコトヲバ用ヒズシテ、必ズ腹立スルナリ、アサシキコトナリ、タヤ人ニナヲサル、ヤウニ心中ヲ持ベキ義ニ候(第百七章)

此章も前と同トく、時立安心は眞實信でなきゆへ、心中を人にはされて、眞實信を得よとすゝめ玉へるなり、我はよく心得たりとおもうとも、或は聞あやまり、心得違もあることゆへ、心中を打出して、人になほされずば、必ず誤あるべし、よりて何ともして人にはされるやうに、心中を持ち、我心中を同行の中打出すべしと仰らる、然るに動もすれば、我慢心より、人になほされることをきらひ、殊に下たる人のいふ言を用ひざるのみならず、却つて腹立するは、淺間敷ことなり、下百六十六章には「佛法たにもあらば上下をいはずとふべし、佛法はしりさふもなきものが知ぞと」仰られたり、淨士に往生するか、せざるかのさかひなれば、何ともして人に直されるやうに心中をもち、我心得たるところを、幾度も一人に相尋ねて、他力の安心をば、決定すべきこと肝要なり。

一人ノ前々住上人ヘ申サレ候、一念ノ處決定ニテ候、ヤ、モスレバ、善知識ノ御コトバラ、オロソカニ存候、由申サレ候ヘバ、仰ラレ候ハ、最モ信ノウヘハ崇仰ノ心アルベキナリ、サリナガラ凡夫ノ心ニテハ、加様ノ心中ノオコラン時ハ、勿體ナキ事トオモヒスツベシト、仰ラレシト云云(第百八章)

此章は、信決定のうへ、佛祖崇敬は勿論のこと、教へて下さる善知識も、崇敬すべきことを示し玉へり、有人の蓮如上人へ、信一念に往生決定は致し候へども、兎角善知識の御言を、疎畧に存ト候と申上られければ、蓮如上人の仰には、信決定の上は、最も善知識を崇敬すべきなり、善知識の御教化により、信心も決定したることなれば、その恩をおもふては、最も崇敬せずばあるべからず、しかしながら、凡夫の心としては、時によりて疎畧に思ふ心もおこることあるべし、その時は、勿體なきことゝ心をとりなほして、崇敬すべし

との御教示なり「おもひすつべし」とは、疎畧に思ふ心をして、  
崇敬するやうに、取直せといふことなり。

一蓮如上人兼縁ニ對セラレ仰ラレ候、タトヒ木ノ皮ヲキルイロヌナリトモ、ナワビ  
ゾ、彌陀ヲタノム一念ヲヨロコブベキ由仰ラレ候(第百九章)

此章は、いかなるまゝせんぐらしても、なげきかなしまず、彌陀  
たのむ一念に、往生決定せしめ玉ふことを、よろこべとの御教示な  
り、兼縁と申すは、蓮如上人第十六番目の御子にして、法名蓮悟と  
申す御方なり、「木の皮をきるいろめ」といふは、昔は藤の皮などを  
て織りたる物を、着物としたることあり、いろめといふは、色容と  
いふことにて、形のことなり、又めといふは、女のことにじて、女  
は色を重んずる者ゆへ、女をいろめといふ、なわびぞといふは上に  
の字をき、下にその字を付たるは勿といふ言なり、神代の卷に

勿視之と書て、なみまじそと、假名を付けてありて、見ることなか  
れといふ意なり。わびといふ言は、本はまちわびるなといふて、ま  
ちかねることを、まちわびるといふて、わびるといふは、難堪の意  
にして、まちかねるといふこと、又わびすまひといふは、貧窶の住  
居にたへかねることをいふ、それより義が轉じて、悲きことに用ひ  
て、なげきかなしむことにも、用る言なり、古今集に「山高み人も  
すさぬぬ櫻花、いたくなわびぞ吾みはやさん」とあり、此歌のす  
さぬといふは、愛せぬといふことにして、歌の意は、山中の櫻花  
は、誰も愛し見る者はなけれども、いたくなげくことなけれ、人は  
愛せずとも、吾は見はやし愛するぞと、なげきを止めて、なぐさめ  
たる歌なり、今も此歌と全ト意にて、木の皮をきる色容なりとも、  
なげくことなれど、慰め玉ふものにして、此世の上は、貧窶のく

らしにて、たとひ木の皮着物の、わびしき身にても、たのむ一念往生決定のこと喜びて、なげくことなかれど、なぐさめ玉ふ教示なり、この聞書下卷第三百章に「萬かなしきにも、かなはぬにつけても、何事に付ても、後生のたすかるべきことを思へば、よろこび多きは佛恩なり」と仰られて、此世のことは、前生の業因によりて、まづしきかなしき者もあるべし、又は生涯他爲に、くるしめられて、泣てくらす者もあるべけれども、それはわづかの一生涯のことなり、もしや二悪道を墮ちなば、長の間、かなしみくるしまねばならぬ者を、たやすくたすけ玉ふ彌陀願力によりて、未來は但受諸樂の身となし玉ふことをおもへば、わづかの裟婆のことは、あきらめて、たのも一念に、たやすく往生を治定し玉ひしことを、よろこべよとの御教示なり、よりてまづしきくらしにつけても、かなしき

身の上にも、いよくかゝる不仕合者を、未來は大幸福を得せしめ玉ふ、廣大の御恩をよろこぶべとなり。

一前々住上人仰ラレ候、上下老若ニヨラズ、後生ハ油斷ニテシソヌスペキノ由仰

ラレ候(第百十章)

此章は御一言なれども、嚴敷御教誠なり、此大法にめぐりあはざる者は、致方はなけれども、超世不共の大願に值遇し奉りながら、たやすき往生をしそんするは、只油斷の一なり、その油斷のできるは一息つがされば千歳ながくゆく、無常迅速なることを、忘るゝゆへなり、他の無常は見聞しながら、我身にかかる無常を忘れてをるゆゑ、後生に油斷心ができる、この油斷より自身の眞實信にならざることを知りながら、其内へと、のはず心ばかりにて、終に空しくなるものなり、そこで彼生は油斷にて仕損すると仰せらるゝことを

り「上下老若によらず」とは、誰の人もいふことなり、上下老若みな油斷の心より、後生の大事をおこたりて、往生を仕損すると、油斷を認め給ふ、今日世間の事ても、事の仕損はみな油斷より起るまじて況や、後生はとの一大事、殊に今夜もしれぬ命をもちがら、油斷の心で聽聞しては、信心は得られぬへ、かくの如く嚴敷認め給ふことなり、よりて相撲て油斷なく、佛法を心に入れて、聽聞せよと仰らる、油斷の心中の者は、心に入れて聽聞せぬ、心に入れてきかぬへ、いつまで聽聞しても、汎爾の聽聞ゆへ、信は得られぬ信か得られねば往生はできぬ、よく心を入れて、聽聞すべきことなり。

### ニ候(第百十一章)

此章は、みな人の、眞の信心をきことを、なげかせ給ふことを、記したるものなり、蓮如上人、或時御口中の御煩ひと見ゆて、御目をふさがれて、噫と、なげかせられた、何事を噫となげかせ給ふぞなれば、人の眞の信なきことを思へば、身を切さられるやうに、かなしきよと仰られた、明誓日記に、冬の雪の夜も、九夏三伏のあつき日も、又蚊の多く出でゝ刺すのも、佛法の座敷にては、苦とも思はねども、たゞ合點したやうにして居るが、苦になると、蓮如上人仰られたとあり、生涯御法の爲には、辛勞を辛勞とも思召されず、たゞ人に信を得させたきことばかりを、晝夜に思召されるのも、皆人たゞ道理を合點したばかりで、眞實信にならざることは、御身を切さかれるやうに、かなしく思召されることなり、かくまでやるせ

なく、思召されし御親切を思ふては、速に眞實信を得て、御胸を安んじ奉らひではすまぬことなり。

一同仰ニ、我ハ人ノ機ヲカドミニ人ニシタガヒテ、佛法ヲ御聞セ候由、仰ラレ候、  
イカニモ人ノスキタル事ナド申サセラレ、ウレシヤト存候處ニ、又佛法ノ事  
ヲ仰ラレ候、イロイ御方便ニテ人ニ法ヲ御聞セ候ツル由ニ候(第百十二章)

此章は、蓮如上人は、いかやうにしても、人に信を得させたく思召し種々善功方便にて、法をきかせ給ふことを記したるものなり、相手の者の機を監察し、此者は何事を好む者なることを察し給ひ、其人の好むところにしたがひ咄して、其人の喜ぶところより、はや法義の事を、仰せきかせらるゝことにて、喻は餅すきなれば、餅のはなし、酒すきなれば、酒の咄しより、法義のこと取り付て、御聞せ遊されることにて、下章に「おかしき事態をみさせられ、佛法に退屈

仕候者」の心をもつろげ、其氣をもうしなはして、又あたらしく法を仰られ候」とありて、何方からなりともして、法義を御聞かせ遊されることにて、實に御慈悲の極りなり。

一前々住上人仰ラレ候、人々ノ佛法ヲ信シテ、我ニヨロコバセント思ヘリ、ソレハワロシ、信ヲトシバ自身ノ勝徳ナリ、サリナガラ信ヲトラバ、恩ニモ御ウケアルベキト仰ラレ候、又聞タクモナキ事ナリトモ、マコトニ信ヲトルベキナラバ、

キコシメスベキ由仰ラレ候(第百十三章)

蓮如上人、兼て人の信を得ることを、大に御喜び遊されるゆへ、人が信を得て、上人に恩にきせんとおもへり、それゆへ、夫はわろしと仰らる、信を得るは、他の爲にあらず、自身極樂往生の爲なり、よりて信をうれば、自身の勝徳なりとのたまふ、信をうれば殊勝の徳を得るゆへ、勝徳なり、其自身の爲に、信を得れば、上人は御満

足遊すゆゑ、恩にも御受あるべしと仰らる、信を得れば御満足遊す  
ゆゑ、きよたくなき事なりとも、まことに信をとるべきならは、  
きこしめすべしと、わけぬなき不審を申立てゝも、信を得る爲なら  
ば、御厭なく、御聞遊すとなり、實に御親切の極りなり。

一同仰ニマコトニ一人ナリトモ信ヲトルベキナラバ身ヲ捨ヨ、ソレハスタラヌ  
ト仰ラレ候(第百十四章)

此は御子達や御弟子方へ、法の爲には、不惜身命に、勵けと示し給  
へることなり、僧分は、法の爲には、不惜身命でなければならぬ、  
身命をすてても、法の爲なれば、無駄にはならぬ、屹度其功あるこ  
どなれば、すたらぬ譯であるとの、御示しなり。

一アルトキ仰ラレ候、御門徒ノ心得ヲナラストキコシメシテ、老ノ誠ラノベ候ト仰  
ラレ候(第百十五章)

山科連署記にも、若年の頃より、今八旬に及ぶまで、外に望ふとい  
はなし、たゞ一切衆生の他力信心を得て、報土に往生せよがしと思  
ふばかりと、仰られたる御言あり、蓮如上人御一生涯、たゞ人の信  
を得よがしと、思召すばかりの御念願なり、夫故御門徒の心得違の  
者が、心得を直して、御正意にもとづきしことをきこしめされては  
老の誠をのべると、御喜び遊されたることなり。

一アル御門徒衆ニ御尋候ハソナタノ坊主心得ノナラリタルヲ、ウレンシク存ズルカ  
ト御尋候ヘバ、申サレ候、寔ニ心得ヲナラサレ法義ヲ心ニカケラレ候、一段ア  
リガタクウレシク存ジ候、由申サレ候、ソノ時仰ラレ候、ワレハナラウレシク思  
フヨト仰ラレ候(第百十六章)

此章も、上章と同意にて、坊主の心得のなほりたるを、御喜び遊さ  
れたることなり、「そなたの坊主」とは、手次の師匠坊主のことなり

其坊主の心得違がなほりたるにつき、其門徒の者へ、うれしくおも  
ふかと御尋ね遊されたるに、右門徒の者、申すには誠に心得違をな  
はされ、法義に心掛けられ、一きは難有存候と喜ばるれば、蓮如上  
人は其方よりも、我はなほうれしく思ふぞと仰られたり、一段とい  
ふは、一きはどいふことなり、上人は常に坊主の不法義を、悲しく  
思召すゆゑ、今坊主の心得なほりて、法義に心掛けらるやうになりたる  
ゆへ、其門徒の者の喜び位ではなし、一層大なる御喜びゆへわれは  
なほ喜ぶと仰られたり。

一オカシキ事態ヲモサセラレ、佛法ニ退屈仕候者ノ心ヲモクソロゲ、其氣ヲモ  
ウシナハシテ、又アタラシク法ヲ仰ラレ候、誠ニ善巧方便アリガタキ事ナリ（第

百十七章）

此章は、百十二章、「人にじたがひて佛法を御聞せ候」とある處と

同ト意にて、種々善巧方便を以て、法義をきかせ給ふことを記した  
るものなり、「おかしき事態」といふは、おかしき事柄といふことな  
り、態の字、一本の能の字に作り、此時代、世間一體に、能が流  
行じて、誰も能をしたることであるゆへ、蓮如上人も、時々能をさ  
せて、人の氣を慰め給ひしことあり、前にも、誓願寺の能をさせら  
れたることが記してあり、連署記に、明應年中六月十三日、小五郎  
と申者を使として、空善に能が始るほどに參れと仰られ、其翌日、  
堺の衆が来て、能をさせられ、夫より十五日も十六日も、能を差上  
たとあり、能の狂言は、おかしき事はなり、今おかしき事、能をさ  
せられて、法義に退屈する心を、くつろげをひて、又新に法義を聞  
せ給ふ、善巧方便なることを記したるものなり、くつろげといふは  
究の字の意にして、退屈したる心を、のはすを、くつろげるとい

ふ「其氣をもうしなはして」とは、退屈の氣を、うしなはし、心をくつろげた處で、又新に法義を御聞せ遊すことなり、蓮如上人は、いかやうにしても、信を得させたく思召すばかりゆへ、或時は嚴敷誠め、或は人の好む事をして慰め、種々の手段にて、聽聞させ給ふありがたきおほしらし難有思召なり。

**一天王寺土塔會** 前々住上人御覽候テ仰ラレ候、アレホドノ多キ人ドモ、地獄ヘオツベシ。不便ニ思召候由仰ラレ候、又其中ニ御門徒ノ人ハ、佛ニナルベシト仰ラレ候、是又アリガタキ仰ニラ候(第百十八章)

**天王寺土塔會** といふは、攝州東成郡大阪天王寺南大門の前に社あり牛頭天王を祀る、毎年四月十五日に祭禮あり、昔は大祭禮にして、山鉾などを出して由々しき祭禮で、多くの人が集りしことなり、蓮如上人或年右祭禮の節、御弟子衆をどもなひて、御覽遊して仰らるには、あれほど数千人の者が集つて居るが、他力の信心なきゆへ、地獄へ墜つべしと思へば、悲しきよと仰らる、然るにあの多人數の中には、御門徒の信心を得たる者もあらん、其者は報土に參り佛になるべしと仰られたり、一度はなげき、一度は喜び給ひしよとなり然れば今日も、信を得たる者は、人の多く集りたるを見ても、多くの人が地獄に落ちるに我身は淨土へ參らせ下さると思ふては、ますます我身の仕合を喜ぶべきことなり。



